UT Group
Upward Together

2026 年 11 月 13 日

各　位

会社名　　ＵＴグループ株式会社
代表者　　代表取締役社長　　外村　学
（コード：2146 東証プライム）
問合せ先　　執行役員　サービス基盤部門長　山田　隆仁
電話番号　　03(5447)1710

社員向け株式報酬制度に係る自己株式の取得及び処分方針の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員向け株式報酬制度のための自己株式取得を一時停止し、既存のストックオプションの行使に伴う希薄化の影響の抑制を目的とした自己株式取得を行うことを決議いたしました。2025 年 8 月 25 日及び 2026 年 2 月 12 日開催の取締役会で決議した自己株式の取得及び処分に関する方針の変更内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

当社は、2025 年 8 月 25 日開催の取締役会において、当社グループの社員とのエンゲージメントを高め、定着率や再入社率を向上させ、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社グループの社員に対して株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度は、2028 年 3 月期まで運用し、以降の継続については効果検証によって判断することとしております。本制度の導入に伴い 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの期間、四半期純利益の 30%相当の自己株式取得を四半期毎に行うことを方針として、自己株式の取得を実施してまいりました。

また、2026 年 2 月 12 日開催の取締役会において、処分予定先を三井住友信託銀行株式会社（信託口）に対し、当社普通株式 26,451,100 株を処分することを決議し、実施いたしました。これは、当社の株式交付規程に基づき、信託期間である 2026 年 3 月 3 日から 2028 年 6 月末日（予定）までに、当社の純利益を勘案して社員に交付すると見込まれる株式を確保するためのものです。

当社は、既に信託に拠出した株式により、本制度に基づき信託期間中に社員へ交付すると見込まれる株式を確保していることから、本制度を目的とする自己株式取得を一時停止いたします。本変更は、社員向けの株式給付制度自体の廃止を意味するものではありません。一方で、当社は 2020 年 5 月 20 日開催の取締役会において、役員および従業員の企業価値向上へのインセンティブとしてストックオプションの発行を決議しており、現在、発行済株式数の一定割合（16.1%、2026 年 9 月末時点）に相当する未行使のストックオプション（潜在株式）が存在しています。

このような状況を踏まえ、当社はストックオプションの行使に伴う株式数の増加による希薄化の影響を考慮し、株主価値の維持・向上を図る観点から、財務健全性を維持した上で自己株式取得を実施し、取得後の自己株式をストックオプションの行使に伴い交付する株式に充当することを決定いたしました。

なお、本自己株式取得に要する資金については、その全額を自己資金で賄う予定です。2026 年 9 月 30 日

現在における当社の連結ベースの現金及び現金同等物は 287 億円であり、本自己株式取得の資金を充当した後も、十分な水準を確保できる見込みです。

２．変更の内容

（変更前）

当社グループの社員に対して株式報酬制度の導入に伴い 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの期間、四半期純利益の 30％相当の自己株式取得を四半期毎に行います。

（変更後）

2026 年 11 月 16 日から 2027 年 3 月 31 日までを取得期間とし、60 億円（上限）の自己株式を取得する方針です。また、取得後の自己株式は、ストックオプションの行使に伴い交付する株式に充当する予定ですが、将来的にストックオプションが行使されない場合には株式報酬制度への活用、または消却を検討いたします。また、2028 年 3 月期以降の自己株式の取得については、業績や財務状況、株価水準、資本効率、及び成長投資機会等を総合的に勘案し、機動的に実施してまいります。

なお、配当方針については、当社は 2025 年 11 月に公表した中期経営計画期間（2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期まで）の配当性向について、親会社株主に帰属する当期純利益 100％以上、かつ一株当たり配当金額の下限は 10 円として業績に連動した利益還元を行い、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としており、今後もこの方針を維持してまいります。

以上